



「夫婦同氏強制問題」 ～日本の問題の集約点～

選択的夫婦別姓の実現を！
～名前は私そのもの。私のまま、
あなたのままで、結婚したい。～





1. 夫婦同氏強制問題とは

▶ 民法750条「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する」
⇒日本の民法は、婚姻した夫婦のどちらか一方に、氏の変更を義務づけ

▶ 夫婦同氏強制制度は、1898年制定の旧民法によって導入された「家制度」の名残り

「家制度」とは ⇒

- ・戸主(夫・父)が家族を統率
- ・妻は、婚姻によって「夫の家に入る」
- ・戸主及び家族は、「家の氏」を称する

▶ 戦後、「家制度」は、日本の全体主義・国家主義を助長したものとして廃止に(1947年)
⇒しかし、夫婦同氏強制制度は、社会に根付いた習俗として残される
⇒「家制度」の下で形成された慣習・社会意識が残存する結果に
現在も、日本の夫婦の約96%において、妻が夫の氏に改姓している

▶ 現在、夫婦の氏を同一とすることを法律で強制しているのは、世界で日本だけ



2. 別氏婚(事実婚)当事者の声

第2次夫婦別姓訴訟原告: 恩地いづみさん

1983年 結婚式、夫姓で婚姻届
しばらく「私の姓」を通称使用(職業上は夫氏)

第一子、第二子出産(夫の姓)

1990年 ペーパー離婚し「私の姓」に
第三子出産(私の姓)

以後30年近く事実婚

2018年3月 第2次別姓訴訟の原告に



3. 夫婦同氏強制による不利益

(1) 別氏婚を望むカップルが結婚できない

<別氏婚を望む理由>

a. 人権面

- ▷氏名は「個人の人格の象徴」「(憲法13条で保障される)人格権の一内容を構成」
⇒改姓により、「**自分(アイデンティティ)を失う**」

b. 仕事面

- ▷生来の姓で築いた**キャリアが分断する**
(同一人物と認識されず、業績の連続性や信用が断絶する)

c. 手続・コスト面

- ▷公的機関・金融機関等の関係で、一方配偶者のみが
改姓による無数の変更手続・コストを負担

d. 社会意識・慣習面

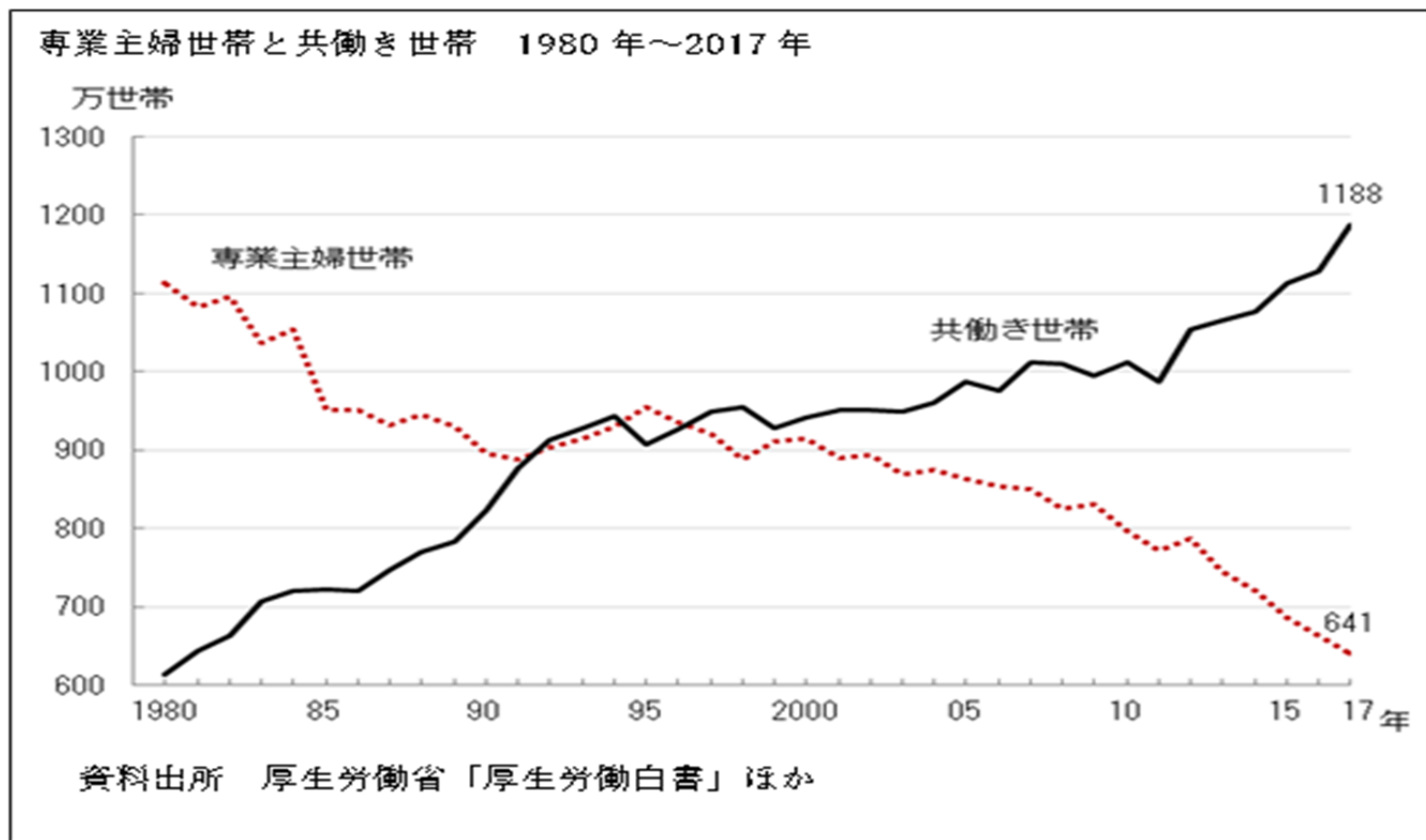
- ▷妻が夫の家に「嫁入り」したものと捉えられる

⇒**夫婦間不平等(憲法14条違反)・性別役割分業**の原因に



※ 現在の日本の家族の状況

- ▷ 1980年代は、専業主婦世帯数が共働き世帯数を上回っていたが、
現在は、共働き世帯数が専業主婦世帯数を大きく上回っている。





3. 夫婦同氏強制による不利益

(2) 婚姻後、旧姓を「通称」として使用することによる不利益

▶ 現在、日本政府は、婚姻後も旧姓を「通称」として使用できる範囲を拡大することで、問題の解決を図ろうとしている

⇒ しかし、「通称」を使用できるか否かは「**相手方次第**」
旧姓の通称使用により、以下のような**新たな問題**が生じている

▶ **2つの氏の使い分け**による混乱

⇒ 人事管理も煩雑に

▶ パスポートにも旧姓が括弧書で併記されているが、国際的に認知されていない

⇒ 「**違法行為を行っている**」と疑われる場合も

▶ プライバシーの不必要な開示

⇒ 旧姓併記により「結婚しているか否か」が明らかになる＝**プライバシー侵害**

▶ 各種証明書への旧姓併記のため、**100億円を超える莫大な税金**が投入されている

⇒ 選択的夫婦別氏制度を認めさえすれば、全く不要な支出



3. 夫婦同氏強制による不利益

(3) 非婚化・少子化の一因に

- a. 事実婚を選択する理由の**第1位**＝「夫婦別姓を通すため」
 - ▷ 事実婚を選択した女性の89.3%、男性の64.9%
- b. 日本には、**中間的なパートナーシップ制度がない**
 - ⇒ 事実婚を選択すると、経済的に不利益(Ex. 相続、税金関係等)
- c. 日本人は、**法律婚ができれば、子どもを持たない**
 - ▷ 日本における婚外子の割合は、わずか**2.3%**
 - cf. フランス: 56.7%、イギリス: 47.6%、アメリカ: 40.2%、ドイツ: 35.0%
 - ▷ 日本では、事実婚や婚外子に対するサポート体制が乏しい
 - ex. 不妊治療に対する助成は、ほぼ法律婚夫婦しか受けられない
 - 事実婚夫婦は、子どもに対する共同親権を持ってない
 - ⇒ 少子化は、日本の最重要問題のはずだが・・・？



4. 立法府の動向・国連からの勧告

(1) 1996年 民法改正案

法務省が選択的夫婦別氏制度の導入を含む民法改正案を公表

(2) 与党保守派による強硬な反対

上記の民法改正案は、国会に提出されず

(3) 国連女性差別撤廃委員会からの勧告

国連女性差別撤廃委員会は、日本の夫婦同氏強制制度が女性差別であるとして、**2003年、2009年及び2016年の3度にわたり、民法改正を勧告**

⇒ 日本政府は、これに従わず

(4) 近時の日本政府のスタンス

「選択的夫婦別氏制度を導入するか否かについては多様な意見があり、日本の家族の在り方の根幹に関するものであるため、世論の動向を踏まえ、慎重に検討して参ります」と繰り返すのみ



5. 司法の動向

(1) 2015年 第1次夫婦別姓訴訟 最高裁判決

- ▷ 民法750条は、夫婦がどちらの氏を称するかを、夫婦となろうとする者の協議に委ねている
⇒ 「性別」による差別を否定
- ▷ 「夫婦同氏制は、旧民法の施行された明治31年に我が国の法制度として採用され、我が国の社会に定着してきた」
- ▷ 「家族の呼称を一つに定めることには合理性がある」
⇒ 合憲と判断

(2) 2018年 第2次夫婦別姓訴訟 提訴

- ▷ 「性別」による差別ではなく、夫婦同氏を希望する者と夫婦別氏を希望する者との間の「信条」による差別と主張
- ▷ 2015年判決の不当性に加え、2015年判決以降の事情変更を主張

(3) 2019年 東京家裁・広島家裁・東京地裁 相次いで当方の請求を退ける

- ▷ 家庭裁判所は、2015年判決を盲信 独自の検討は何もなし
「性別」による差別と、「信条」による差別を同一視
- ▷ 東京地方裁判所は、民法750条は全ての者に一律に夫婦の氏を協議によって定めよと規定しており、「信条」に着目した差別を行っているわけではない、
また、2015年判決の変更を正当化するほどの事情変更はない、と判断



5. 司法の動向

(4) 2015年判決への批判

- ▷日本においては、夫の氏を選択する夫婦が**約96%**
 - ⇒ 女性に対する事実上の圧力の存在
 - ⇒ 形式的に平等だとしても、**実質的に不平等**であることは明らか
- ▷「夫婦同氏制は、我が国の社会に定着」
 - ⇒ **「家制度」の下で定着した慣習**を保護??
- ▷「家族の呼称を一つに定めることには合理性がある」
 - ⇒ **例外を認めないほどの合理性**がある??

(5) 2019年の判断への批判

- ▷ **「性別」**による差別と、**「信条」**による差別は明らかに異なる
 - ⇒ 「男女差別でないから、信条による差別でもない」という判断は、明らかに不当
- ▷ 2015年判決以降の事情変更
 - **女性の有業率**はさらに高まる
 - 2017年の内閣府世論調査で、選択的夫婦別氏制度への賛成と容認が**66.9%**
 - **全国の地方議会で、選択的夫婦別氏制度の導入を求める意見書**が採択



6. 日本政府の姿勢への批判

(1) 「選択的夫婦別氏制度を導入するか否かについては多様な意見がある」と認識

- ▷なぜ多様な意見を全て実現できる政策判断をしない？
- ▷夫婦同氏強制制度は「排除」の論理、選択的夫婦別氏制度は「包摂」の論理
cf. ニュージーランドの婚姻制度（結婚に複数の選択肢）
⇒ どちらが合理的？？

(2) 「日本の家族の在り方の根幹に関するものであるため、慎重に検討」？

- ▷そもそも、「家族の在り方」は、国が検討すべきもの？
 パターナリズムに過ぎるのでは？
- ▷「家族」=プライベート
⇒個人の選択に委ねるべきでは？
⇒国が踏み込む理由は？法的根拠は？？



7. まとめ

(1) 夫婦同氏強制制度は、日本における女性差別、多様な生き方の否定の象徴

- ▷ 男尊女卑的な「家制度」時代の慣習を維持
 - ▷ 国が、個人の「家族の在り方」まで一律に規定
- ⇒ これでは、日本において「多様な生き方」など、望めるわけもない

cf. ラグビー日本代表⇒「多様性の力」「全員がリーダー」

(2) 夫婦同氏強制制度は、立法・司法の機能不全、「変わらない日本」の象徴

- ▷ 選択的夫婦別氏制を求める声は、1980年代ころから高まる
- ▷ 1996年には、選択的夫婦別氏制度を導入する民法改正案が公表

⇒ しかし、与党保守派の反対により頓挫

⇒ その後もわずかな期間を除き、政権交代なし

- ▷ 司法も「家制度」の下で定着した慣習を保護

選択的夫婦別氏制度を導入するか否かは「国会で判断すべき」として、
立法府に投げ返す

⇒ 「人権の砦」としての機能不全 ★人権問題は、多数決では決められない